

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度 第 4 回相模原市部活動地域移行審議会		
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 5 (直通)		
開催日時		令和 6 年 7 月 2 6 日 (金) 午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 4 5 分		
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室		
出席者	委員	1 1 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	1 1 人 (スポーツ推進課長 他 1 0 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 地域移行後の活動場所について (2) 費用負担の在り方について (3) 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について 4 その他 5 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開会

2 あいさつ

田原会長からあいさつした後、スポーツグループと文化・芸術グループに分かれて、グループワークで各審議事項について議論し、それぞれ閉会した。

【スポーツのグループワーキング】

議題に入る前に事務局から第3回の振り返りを行い、第3回で途中となった審議事項の続きから再開した。

[指導者の質と量の確保について（第3回の続き）]

○田原会長

第3回の続きとして、研修受講に対する公的補助の在り方の整理、指導内容に対する公的な担保、指導資格停止等の制度整備についての議論から再開したい。

○高橋委員

例えばサッカーなどのスポーツ少年団の指導者は、大会に出場するために資格を取得している。その登録料や更新料はポケットマネーから払っているので、公的補助は必要である。市が資格取得を指導者に求めるのであれば、満額ではなくとも、なおのこと公的補助は必要である。

○田原会長

指導現場に立つ指導者に資格取得や研修の受講が必要であることについては、委員の皆様も同意見だと思うが、指導現場には行かないけれども資格取得はする者にも補助をするかどうかは検討しなければならない。

○高橋委員

神奈川県による、指導者とクラブのマッチング制度があるが、例えばその制度を使って相模原市で指導する者に対して、資格研修にかかる費用について、県の補助では足りな

い部分を市で補助する方法もあるのではないか。

○田原会長

様々なところで研修が開かれているが、相模原市独自で研修を開くことも議論の余地があると思う。

○高橋委員

例えばイーラーニング形式は、一方的に聞くものであり、振り返りテストで効果測定をすとしても、これでよいかどうかは検討する必要があると思う。

○芳賀委員

指導者資格を取得するときのモチベーションが大事である。資格取得の目的というのは、資格を取得することそのものではないので、指導現場に立つという取得希望者の自覚を促すような仕組みがあるとよい。また、第三者委員会のように、保護者の声を受け止めるところがあるとよい。指導現場で大事なのは子どもの安全安心を守ることである。

○田原会長

指導者によるハラスメント等を起こさないように、まずは子どもの安全安心を守るようにして、次に競技の専門性を追求するのがよいのでは。まずは、何も資格を持たない人のための資格取得を考えなくてはならないと考える。指導に立つ者の人間性を研修で見抜くことはなかなか難しいと思うが、本人とクラブのマッチングを上手くしないと、どこの誰か分からない人がクラブにやってきたということになってしまう。そのマッチングの部分を市としてどうしていくか検討しなければならない。

例えば学校で外部の方に指導してもらう場合、どのような方であれば安心か、いかがか。

○古屋委員

一番は子どもの人権を尊重するかどうかが大重要である。指導者は、子ども的人格形成と競技性の向上の2つに関わるが、前者を大切にされる方であるとよい。外部から指導に来てくださる方は、子どもの健全育成のためにという、ボランティア精神も持っていらっしゃる。教職員も、子ども的人格形成を大切にしている。そうでないと保護者を不安にさせてしまう。

○元山委員

指導者の量を確保するためには、幅広く指導者に来ていただきたい思いもあるので、その指導者の質の担保はジレンマを感じる場所である。

○古屋委員

部活動においては、休日等部活動指導員にも部活動技術指導者にも、モラル的なお話は研修でお伝えしている。地域クラブに移行しても、その意識で進められればよいのではないかと思う。

○山田委員

人の意識は変化するし、マナー化するのだから、研修は毎年行う必要があると考える。部活動の指導者に求められる資格というのは、各競技団体が設けている資格制度とは意味合いが異なると思っている。最低、審判資格を持っていれば、競技の内容は理解できるし、大会運営の助けになるので、審判資格は必要だと思う。また、発育発達やスポーツ障害等の基本的な知識も、子どもとともに練習に取り組むにあたって必要なのだから、そういったところの相模原市独自の研修が必要だと思う。

○田原会長

研修内容として、人格形成について含まれているべきという意見は、皆さん一致しているとおりである。審判資格については、このあと大会運営についての審議があるので、そこでもご意見いただきたいと思う。

さきほど話があった、指導資格停止について、現在学校で指導している外部の方が仮に問題を起こしてしまった場合、どのような対応になっているか。

●学校教育課

解任できるようになっている。

○芳賀委員

それは学校長の判断で解任できるようになっているのか。

●学校教育課

学校長から教育委員会に連絡いただき、教育委員会が解任する。

○高橋委員

とある中学校で指導していた外部指導者が解任された場合、別の中学校で指導することは不可か。

●学校教育課

情報は集約しているので、別の中学校に共有することは可能である。

○田原会長

全ての地域クラブに対して、きめ細やかに管理監督をすることは難しい問題もある。

○古屋委員

部活動において、指導者に何か一つ気になる行動があったら即解任かということではなく、それを改善すればより良い形になるので、その見極めは学校として大事な役割である。ただ、部活動が地域クラブに移行した場合、地域クラブに対して注意できる権限が学校からなくなる。したがって、仮に地域クラブが行き過ぎた指導を行った場合に備えて、市が地域クラブを監督する権限を持っている仕組みであるべきだと考える。

○芳賀委員

資格停止は最終的な対応ではあるが、その前にある段階的な措置を明文化して、制度として公開すればよいと考える。ただし、明文化しても、なかなか文章を読んでもらえない指導者もいるので、どのようにして伝わるようにするかも課題だと思う。

○山田委員

部活動の地域移行というのは、責任主体はどこになるのか。地域クラブに移行するのではれば、責任主体は行政ではなく民間になるのではないかと。行政が監督するのでは、地域移行にならないのではないかと。

○芳賀委員

確かに責任の所在も含めて民間に全て移行できるのが理想だとは思いますが、指導者の質と量の確保や、部活動の教育的意義を残すことを考えると、全てを民間にお任せすることは難しいのではないかと。

○山田委員

形になるのには時間がかかると思うので、段階を踏む中で責任の所在を明らかにしていくとよいのではと思う。どうしても人はミスしてしまうので、第三者委員会のようなチェックする機能を持つものを設けないといけないと考える。

○高橋委員

現在、市の制度として子どものための相談ダイヤルが運用されているように、クラブ

活動でトラブルが起きた際に、当事者が相談できるような体制があるとよい。

○田原会長

山田委員のおっしゃったように、最終的には地域クラブに移行されて、学校からも離れている状態がよいと思う。平日と休日のうち、まず休日の部活動を地域クラブに移行するという段階を経るので、地域クラブから市に情報提供をすることができて、指導者へのクレームを入れたり、子どもが抱える悩みを聞いたりできる第三者委員会のようなところの存在が必要と考える。それと資格停止がセットになると、子どもたちの活動が担保された形の休日の部活動地域移行が進むのではないかと思う。また、市の研修制度と、指導に問題があった場合に指導を停止できるような仕組みが、指導者の質の担保に繋がると考える。そういった方向でこの審議事項についてまとめたい。

3 議題

(1) 地域移行後の活動場所について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○田原会長

市のスポーツ施設において、指定管理者を導入している施設はどの程度あるか。

●スポーツ推進課

アリーナ等の大きい施設は指定管理者を導入しているが、グラウンドなどは導入していない。指定管理者が入っている場合でも、施設の優先利用の決まりは市が決めている。

○田原会長

中学生が学校以外の施設で日常的に活動するとなると、それが可能な場所としてはかなり限られてくるのでは。

○山田委員

すでに地域の方が使っていて、それでも施設が足りないという声もあるくらいなので、中学生がこれから使うのは不可能である。学校を使うしか道はないと考える。

○田原会長

学校開放事業の利用団体として、中学生の地域クラブが参入してくると、すでに活動している利用団体の活動場所を奪ってしまうことになる。

○山田委員

部活動の地域移行ということで、学校施設の管理を地域団体に任せるような形にしないと、部活動地域移行は進まないと考える。

○田原会長

それは学校施設に指定管理者を置くイメージか。

○山田委員

そうである。例えば午後4時以降はその団体にクラブ活動の運営も任せる形態である。使う学校体育施設の管理もその運営団体が担うことで、責任の所在も明確になる。これが進むと、学校体育施設を使った地域スポーツクラブ化が推進できる。部活動の時間は無償で子どもに指導し、地域の高齢者には会費を支払ってもらって指導するという、一つの営業が成り立つのではないか。

○田原会長

画期的であり、持続可能性もあると思う。

学校体育施設を使ったビジネスに制限はあるか。

●スポーツ推進課

目的外使用になると思うが、制約の有無については現時点でなんとも言えない。

○山田委員

これが実現できる場合、学校の年間事業計画と事前にすり合わせしないといけない。

そうでないと、地域クラブの活動計画も立てられない。

○芳賀委員

山田委員の案は非常にシンプルで分かりやすい。

○山田委員

運動系の指導者を確保するだけの収益化は可能だと思う。一つの案として、中学生のクラスだけでなく、幼児、小学生、成人のクラスも設けて、学校体育施設をフル活用するという形態で収益を得ることも考えられる。

我々の団体では、幼稚園のホールを週1, 2回借りて雇用を生み出すくらいの力は持っている。そういった団体にとっては、それを学校体育施設でできることは魅力的である。

●学校教育課

「相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則」では、『校長は、小中学校等の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。』、『校長は、前項の規定により小中学校等の施設又は設備を利用させる場合において、4日以上にわたり利用させ、又は異例なものについて利用させるときは、あらかじめ、教育長の指示を受けなければならない。』と決められている。

○田原会長

公共という言葉が少々引っかかる。社会教育に関わるものなら公共なのか、お金がかからなければ公共なのか、市も定義ができていないと思う。市が指す公共の定義はあるか。

●スポーツ推進課

明確にはないが、一般的には、収益を上げるということが引っかかる可能性がある。ただ、これは規則であり、教育委員会で定めているものであるので、法令レベルの考え方に反しないなら、地域クラブの利用が可能となるようにこの規則を変えることは可能なのではと思う。

○高橋委員

市スポーツ協会は相模原ギオンスタジアムの指定管理者であるが、指定管理で収益が上がったら、利用者に還元することになっている。そうしないと、指定管理者としての評価が落ちてしまう。地域団体が学校体育施設の運営を担うとしても、指定管理者制度に似たようなシステムになるとよい。

地域クラブと競合する団体としては、学校開放事業の利用団体が考えられる。地域クラブが利用する分だけ、自分たちの利用枠が少なくなるため、反発されることが予想される。

○芳賀委員

地域クラブと既存の学校開放利用団体とが競合するのではなく、一緒のグループになるのはどうか。

○高橋委員

学校開放事業の利用枠を新規で獲得することが難しい現状がある。そろそろこの学校開放事業の転換期に来ているのではないかと思う。

○田原会長

継続的な活動場所の確保については、基本的には平日の活動場所を休日でも引き続き活動場所として使うことに皆さん異議はないと思う。一方で、移動の問題についても考えなければならない。例えば車で移動しないといけないときに、移動手段を市が確保すべきか、あるいは移動手段を持っている子どもだけにすべきか、いろいろなパターンを考えられる。

○高橋委員

公共交通機関が最寄りにある学校はあるか。

○古屋委員

場所による。

●学校教育課

例えば中野中学校、中沢中学校はバスが通っている。

○高橋委員

バス路線の乗車代は補助を出す一方で、オンデマンドタクシーという仕組みがあるが、休日は高齢者があまり使わないのであれば、その補助を出して、中学生3、4人集めてオンデマンドタクシーに乗せるといったことはできないだろうか。

●スポーツ推進課

そういう地区にお住まいの方の配慮は必要と思うが、一方で習い事に通う子どもとのバランスも考えなければならない。

○高橋委員

部活動だから移動手段に関与しなければならないのか。

●スポーツ推進課

部活動であれば、それが理由になるが、地域に移行した後は部活動ではなく地域クラブになるので、公的支援ができるのかは議論が必要である。

○芳賀委員

生活困窮者への支援をどこまで行うかという話に繋がってくる。

●スポーツ推進課

居住誘導区域やハザードの観点から、移動手段に対する補助をどのようにするかは、慎重に考えなければならない。

○田原会長

話が変わるが、平日授業が終わった後に、別の中学校の部活動に参加するための移動手段を市が確保することに問題はあるか。

●スポーツ推進課

市の都合でその移動をせざるを得ない状況であれば、市が確保することもあり得るが、その移動が生徒側の都合によって生まれるものであれば市が確保する理由にはならないと考える。

○高橋委員

財源には限りがあるので、どの子にも補助するのは厳しい。

○田原会長

移動手段について、このようにしなさいという結論ではなく、このような配慮をすべきという結論でよいか。

●スポーツ推進課

このような配慮をすべきという結論でよい。

○田原会長

子どもたちの視点に立てば、移動手段があったほうがよいということに間違いはないが、様々課題があるので、結論は出さずに、継続審議することはいかがか。

○芳賀委員

よく考えると、移動の問題は保護者にお任せすればよいのではと思う。子どもが学校に通い、勉強し、放課後は隣の中学校の部活動に参加したいなら、そこまでの移動は子どもや保護者にお任せして、到着した後の部活動の場は用意してあるという形は、これはこれで自然だと思う。

○高橋委員

移動さえしてもらえれば、運動する環境が用意されているというのは、確かに一つの考え方だと思う。

(2) 費用負担の在り方について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○田原会長

公費負担がそもそも必要かという点とともに、習い事に通っている子どももいると思うが、部活動に代わる活動だから補助をするのかという点も検討していきたい。

○元山委員

今までも部費や交通費など、部活動において必要なものがあると思うが、今考えることとしては基本的には指導者への報酬を考えればよいのか。

○田原会長

そうとも言い切れない。指導者への報酬がメインであるとは思うが、新たに団体に登録するので報酬以外の諸費用も考慮に入れたい。

○山田委員

地域移行の形態によると思う。

○芳賀委員

例えば活動場所として公共施設を民間が一定時間を借りるとなったら、使用料として市に収入が生まれ、お金が回り出す。部活動のままだと、施設使用料は無料で、教員に1,600円が支払われて、市の持ち出しだけが発生するだけである。部活動を民間の力を借りて地域クラブ化できれば、市の経済を回すという考え方に代わる。したがって、地域クラブの成り方によると思う。

○古屋委員

最終的なゴールをどう考えるかによると思う。部活動という考え方を断たない限り、これは決まらない。部活動の形態を残すのであれば、考えるべきは謝礼でよいが、最終的な方向はそうではないと考えているので、受益者負担を想定することは有りだと思う。

休日部活動の地域移行の方針が決まってしまうと、校長会の動き方も、その方針にシフトできる。この審議会の委員に委嘱されてからずっと考えているが、考えが堂々巡りになってしまっている。ただ、山田委員のお話を伺って、その考え方も必要だなと感じた。責任の所在も明確になる。そこに決断をしないと、話が進まないの、そこが大きな分岐点だと感じる。

○芳賀委員

変化するのは怖い、この審議会が変化させることを目指すのであれば、そのために

何がハードルになっているのかを議論することが建設的だと思う。

○山田委員

これからの日本のスポーツの基盤をどのように作っていくかという分岐点にいる。今までは学校部活動がスポーツの基盤だった。それが変わろうとしているのだから、中途半端な形で変えると基盤が無くなってしまうので、社会体育のほうに移行していくというように舵を切っていくといけない。

○芳賀委員

地域移行の初期投資費用は誰が負担してくれるのか。地域移行の成功事例をどう展開していくのかも気になるところである。

○山田委員

土日だけだと稼働日数が少ないため、収益性に難点がある。補助がないと、土日だけでは成り立たない。

○田原会長

休日部活動の地域移行から始めていくという段階が示されており、10年20年後には着地点を目指さなければならない。断言が適切ではないかもしれないが、私は研究者の立場もあるので述べると、これまで部活動の地域移行は3回試みがあった。今回が3回目である。これまで2回失敗している原因は、国から具体的な施策が示されなかったことであり、なぜ現場で進まなかったかという点、学校が持っている部活動の強烈的な教育的価値と専門性が高いためである。教員の負担の問題やお金の問題などあるが、この部活動の良いところも無くして地域移行することが果たしてよいのだろうかと思う。

○山田委員

地域移行することで、運動をやってみようと思う子どもが少なくなってしまうら意味がないと思う。地域移行の結果、子どもの運動参加率が高くなるといけない。そのために、今の学校で継続的に運動できること、受益者負担が少ないこと、指導の質が高いことがベストだと思う。そう考えると、地域の人に学校施設を有効利用してもらうことが、社会体育の普及になるし、健康寿命を延ばすことにも繋がる。

○芳賀委員

田原会長のおっしゃる、部活動の良さとは具体的には何か。

○田原会長

「参加率が高い」、「移動しなくて運動ができる」、「大会に継続的に参加できる」、そしてこれが一番大きい、「同質性で運動できる」ことである。つまり、同じ学年の同じような技術レベルの子が集まって、授業に近い形で運動をするということだが、これは、他の国がうらやむシステムである。地域移行を究極に進めていくと、中学校で中学生が運動する場に、高齢者も一緒に参加するようになっていく。地域クラブでは、学年の概念がなくなり、指導する側としては大会運営のしづらさや指導の効率性の問題が出てくる。

○山田委員

年齢的な枠組みは指導するコース割りに残していけばよい。

○田原会長

もちろんそのとおりであり、部活動の良いところは残しつつ、地域クラブの良いところを取り入れるのがよいと思う。学校体育施設の管理責任を午後4時から学校とは異なる責任者に移すとなると、その管理方法がチーム間のパワーバランスや、管理者自身の運動経験に強く左右されてしまうと思う。子どもの親に理解してもらえないと進められないとっていて、親自身がやってきた部活動のスタイルに近いものだと分かりやすい。緩やかに地域移行すること自体は委員の皆様も共通理解があると思うが、最終的な落としどころを決めてからでないに進められないとなると、なかなか議論が進まないと思う。同質性で子どもたちが運動すると、緊張感が高い。同じ人たちと授業も一緒に受けていて、部活動も一緒に取り組んでいると緊張感が高いので、いじめが起りやすいシステムだと海外から指摘されている。一方で、学校とは違う地域のクラブにいるほうが、いろいろな大人とスポーツをすることで緊張感が生まれづらい、地域のコミュニティも広がりやすいというメリットがある。

○高橋委員

私も部活動で育った身だが、部活動の良さは授業で見れない子どもの顔を見られることだと思う。地域移行の理想のゴールが決まったとしても、そこまでの過程のロードマップを作るのは難しいと思う。

○古屋委員

少し話がそれてしまうが、私は小学校にも勤務したことがあるが、中学校の勤務は小

学校のそれと比較にならないほど精神的にも肉体的にも大変である。いろいろな考え方があると思うが、小学校のような考え方の学校経営にしていくことに、皆さんの理解を得ることも必要なのだと思う。部活動の見ることの対価は、子どもの成長であるが、とはいえ学校が部活動を見るということから脱却しなければならないと思っている。今、教員になっている若手は、教員は部活動を見るものだと言われた世代とは考え方が違う。

○芳賀委員

例えば3割の教員が部活動を見るとして、3,000円教員に支給して、施設使用料は無料とした場合に、ペイできるのか。

○古屋委員

兼職兼業の話が関わってくるので、この整理も課題である。

○芳賀委員

教員のうち、地域移行後も指導をしたいという3割の教員に活躍してもらい、実際に今の部活動の運営は回るのか。現状、残る7割の教員がカバーして何とか回っているので、この7割分を地域に担ってもらうことになると思う。

○田原委員

市の補助が入るクラブと入らないクラブがあるとすると、かなり計算が複雑になる難しさがある。

○高橋委員

親の経済力で子どものクラブ活動の参加が左右されてしまうのはよろしくない。生活困窮家庭には、公的補助してよいと思う。そこで、どこに基準を設けるかが重要になる。

○山田委員

私は生涯体育としての考え方を持っている。中学生までは低い費用負担で運動できていたものが、高校生になったら費用が高くなって運動が続けられなくなるというのはよろしくないので、中学生に限らずに補助が出るシステムがあればよいと思う。

○田原会長

一方で、部活動のように仲間と一緒に活動することは、子ども時代に経験しないと大人になってからはなかなか経験しないので、子ども時代へのサポートは手厚くてよいのではないかと思う。

○高橋委員

受益者負担は、全額ではなく一定割合で負担するのがよいと考えている。公費と私費の割合をどのようにするかは基準は求められると思う。

(3) 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○高橋委員

中学生が部活動と地域クラブに所属し、それぞれの大会に出場することは可能か。

●学校教育課

それを制限する決まりはないので、出場しようと思えばできる。ただ、各大会の日程が重複している場合がある。

○高橋委員

部活と地域クラブではなく、2つの部活動に入ることは可能か。

●学校教育課

2つの部活動には所属させていない。

○田原会長

そのあたりのルール作りはこの審議会で検討しなくてよいので、平日と休日の運動について考えていきたい。平日と休日の競技が同じ場合は、ある程度連携があったほうがよいと思うが、そこまで連携する必要はないと思う。

○高橋委員

市スポーツ協会の加盟団体から聞いた話だが、平日と休日の運動量を情報共有するなど、故障を防ぐための連携は必要だと思う。

○田原会長

子どもの身体的な情報をどのくらい共有できるかは難しいと思う。

○高橋委員

クラブ加入時に同意を得ていれば問題ないと思う。

○山田委員

子どもが主体的に、子ども同士で切磋琢磨するように活動することが部活動の本来の

趣旨だと思う。一方で、民間クラブは専門指導者が練習メニューを子どもに与えるという考え方である。能力差がある子どもたちが互いに教え合うことが部活動の特徴であり、それを残していくのがよいと思う。

地域移行後に、外部指導者の方と学校との調整を校長先生が行うというのも難しいと思う。

○田原会長

地域クラブと平日の部活動を連動させたときに、一つ一つの調整を校長先生が担うとなると負担が大きい。したがって、地域クラブ側と、学校側とで連携役がそれぞれいると本当はよいと思う。

○石井委員

この議論の根本的なところは、今の部活動の価値を継承していくのか、そういう良さを取り入れて地域で支えていくのかにあると思う。ニュージーランドのラグビーチームは地域で支えている。

○山田委員

なかなか地域移行は簡単に進むものではないと思う。部活動と民間とで指導のコンセプトが違うので。

○田原会長

新しいクラブのビジョンを持つことは大事であり、地域がクラブを支えることで、様々な波及効果がある。かなり落としどころが難しく、全員がイメージを共有しないと進まない。ただ、相模原市で展開していくことに関しては、ある程度コンセンサスを得られて、最後に答申として示すことができれば、それが第一歩になると考える。

最後に、保険の話があるが、土日に地域クラブで活動する場合は、平日と土日とで、保険は両方加入しなければならないのか。

●スポーツ推進課

部活動に対する保険は既に加入しているので、地域クラブに対する保険に加入する必要がある。

4 その他（スポーツグループ）

特に無し。

5 閉会（スポーツグループ）

田原会長のあいさつの後、閉会した。

【文化・芸術のグループワーキング】

議題に入る前に事務局から第3回の振り返りを行った。

（1）地域移行後の活動場所について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○清水（俊）委員

公民館等の場所では、音を出して練習するなど演奏することはできるのか。過去教育会館を使用した際、コロナ禍で扉を開けて使用する必要があったが、音が出る場合は使用できないと言われたことがある。

○金子副会長

公民館では和楽器の利用は可能であった。

○清水（俊）委員

音が出る場合は、近隣の民家や別の団体から問題とされたりするのではないのか。学校は音楽室が防音となっておりあまり音が聞こえない。

●文化振興課

複数の公民館に聞き取りを行ったが、立地等の関係により音が出る楽器の利用ができない施設もある。実際に利用する場合は、事前に調査を行う必要がある。

○中村委員

高校や大学との連携として、大学生が中学生に部活動のサポートをする事例発表を聞く機会があったが、中学生にとっても身近なお兄さんやお姉さんに教えてもらうというメリットがある。公共的なくくりの場所として小学校や中学校にこだわらない方法を検討しても良いのではないかと考える。

○清水（俊）委員

市内の使用されていない楽器を調査し、文化施設や公民館などに置くことが可能か。個人で持ち運ぶことが難しい楽器など、エリアごとに楽器を置ける学校以外の場所があると移動が楽になり、顧問や地域の人にも参加しやすいと考える。また、昔はどの学校にも吹奏楽部はあったが、部活動が無くなったことにより他校へ貸し出したりしている。楽器は丁寧に修理すれば20～30年使用することができる。

○金子副会長

管楽器の管理は湿度や温度に影響されないか。

○清水（俊）委員

学校も古いためそこまで問題はないと考える。

○水島委員

学校を利用する話があるが、動線を確保するためのセキュリティ工事は可能か。

○清水（俊）委員

現状では校舎内に入るのは難しい。運動系はグラウンドや体育館の利用のため学校開放が可能であるが、吹奏楽部や美術部など、教室を利用する場合セキュリティの問題があり、校舎内を開放できていない状況にある。

○中村委員

学校を工事する予算は確保できるのか。教室を通らないで音楽室を使用する動線は各学校の形状によって異なるため、できる学校とできない学校を把握する必要がある。

○水島委員

外に階段を付けて音楽室に行けるようにすることもできるのではないか。

○清水（俊）委員

7年くらい前までは、各学校に日直代行員が居て責任をもって管理されていたため学校を開けることができていた。

○中村委員

学校を開けるということに対して、外部への委託などで管理できる人材がい

れば可能か。

○清水（俊）委員

可能であると思う。昔は土日に学校が手配した代行員が午前8時30分～午後5時まで管理していたため、部活動も通常通り行っていた。

○中村委員

マンションの管理人みたいなものか。

○清水（俊）委員

そのとおり。職員室などは鍵を閉め、一日に何回か学校内部をパトロールしていた。

○中村委員

各学校の教室は施錠ができるのか。

○清水（俊）委員

出来る学校とできない学校がある。

●学校教育課

鍵が付いていない教室がある学校もある。

○中村委員

楽器をどこに置くかといった問題を考えると学校が良いと考える。

○清水（俊）委員

ホールを利用するという価値はある。今でも他の活動で体育館が利用できない場合もあり、大会前に練習ができると生徒たちも喜ぶ。

○中村委員

ホールの利用率が80%となると利用が難しく、公民館は音出しができるかどうか問題となる。

○清水（俊）委員

津久井中央公民館のホールは学区外の相原地区から練習に来たりしている。相模湖にも交流センターがある。

○金子委員

どなたかいてくださる方がいれば学校を利用できると考える。

○清水（俊）委員

日頃は学校で練習しても良いと考えるが、部を一つにするととなると難しい。合同練習などの活動はやりやすいこともあり、エリア単位で活動を行うなどは文化的でよいと考える。また、1～2ヶ月に1回などホールや拠点となる学校に指導者などに来ていただき、「大勢でやってみよう」と合同で行うことは生徒にとって価値があることだと考える。

○中村委員

学校で活動するがたまにはホールを利用するなどあっても良いと考える。

○清水（俊）委員

文化活動は個々でパート練習などができるため、学校では個々の活動とし、集団でできる場所は休日で作ってあげるのが良いのではないか。

○金子副会長

一括して使用していない楽器を集め、企業に協力いただくなど倉庫に置かせてもらい必要なところに貸し出すシステムがあると良いと考える。

●学校教育課

活用されていない楽器を使用するには良い機会と考える。

○清水（俊）委員

修理をどうするかも考えなくてはならない。

○清水（俊）委員

土日は、合同練習のように集団でできる環境を作り、色々な指導者に入ってもらうのはとても良いと考える。

○中村委員

自身の学校のみで部活動を行いたいと考える顧問もいるのではないか。

○清水（俊）委員

指導者の話として、部活動とクラブ活動の違いはどこにあるのか。ここ最近練習時間やコロナの影響で競技レベルが下がっていると感じる。勝利を目指すなどの目標を掲げて活動していた時代があったが、顧問や学校の考え方が変わったためまとまりにくくなっている。そのため、地域に移行する際には色々

な問題が生じると考える。

○中村委員

休日は地域移行するとしているが、真剣に行く活動と楽しむ活動の2種類に分かれると考える。

○清水（俊）委員

活動のねらいについてある程度のラインを作っておかないと、やめる人が増えるのではないか。

○中村委員

各団体に楽しむ活動や勝利を目指す活動などの概要を作成する必要がある。

○清水（俊）委員

部活動のねらいとして人間作りや教育の一環、礼儀・挨拶・時間などがあつたが、今は保護者の考えも変わっている。習い事みたいに趣味の延長としてやるものもあれば、会場を分けても良いのではないか。津久井地区から南区に参加するなど難しいため、ある程度のエリアを検討する必要がある。分け方や考え方を決め、責任者が説明し、それに賛同する人たちが話し合いを行わないと続かないのではないかと考える。

○金子副会長

吹奏楽以外の部活動も週末は学校で同じような形で活動しているか。

○清水（俊）委員

中学校の部活動の加入率は8割を切り3割弱の生徒は部活動をやっていない。外部で活動するなら良いが、辛くてやらない生徒もいる。休みの日も出てきて他の生徒と関わる事は大事なことと考える。

○中村委員

美術部は結構設置されている。現在、休日に活動していないとなっているが、藤野地区には美術を生業にしている方も多くいるため、公民館を利用し先生として来てもらうと出会いがあるなど魅力的な話になる。また、南区の方も土日なら参加できるのではないか。

○清水（俊）委員

部活動は、土日に活動しても良いという先生や活動したくない先生がいる。美術部や科学部は平日しか活動しない先生が多い。エリアで美術などの活動の場を作れば、親の送り迎えで来て参加することがあるのではないかと考える。

○中村委員

藤野で活動することによって、子どもたちからプロが生まれるかもしれないという期待ができる。

○清水（俊）委員

美術などは活動したものを発表する場がない。

○中村委員

さがみ風っ子展を利用すると良いと考える。また、プロも関わっていくと面白いのではないかと考える。

○金子副会長

それには費用や色々なものが必要になってくる。

○中村委員

科学 PC 部は具体的に何をしているのか。プログラミングか。

○清水（俊）委員

昔はパソコン的なものが主流だったが、今はゲーム的なものと考えている。

○中村委員

相模原には、中学生までを対象としたプログラミングコンテストがあり、現在第8回となっている。コンテストに参加したが、多くの子どもがいることに驚いた。民間のプログラミング教室は増えてきていて、学校ではなく個人としてエントリーしている。子どもが自身でゲームを開発するなど、それらを発表する機会になっている。

○清水（俊）委員

麻布大学や青山学院大学などの先生たちと夏休みは研究の機会を設けるなどすると生徒は集まるのではないかと考える。

●学校教育課

相陽中学校科学部では、理科の先生が顧問となり夏のコンクールに参加し、

プレゼンで上位をとるなどの機会があった。学校の理科室で活動しているが土日は活動していない。

○清水（俊）委員

土日の活動が無い部活動を選んで入っている生徒もいる。地域移行は、土日も活動したい場合の活動場所を広げることとしているため、生徒にニーズがないと作る意味がない。吹奏楽部は土日に活動していることが多い。

○金子副会長

事務局みたいなものがあり、指導者の確保が出来れば良いが、子どものニーズが無ければそこでストップとなる。

学校が活動場所として使い勝手が良いと考えるが、セキュリティをしっかりとし代行員を活用すること等が現実的ではないか。

○清水（俊）委員

田名中学校では、外部の指導者が来て土日も活動しているが、校舎管理のために顧問が土日に来ている。また、モデルケース的に外部の指導者のみとしている場合もあるが、顧問は不在でも良いが、責任を持てる先生が学校にいることを条件としている。

○金子副会長

ガードマンがいれば、色々な部活動の子どもが活動できるのではないか。

○清水（俊）委員

人がいてくれれば問題ないと考える。学校としても地域移行の前に色々やらなければならない。

（２）費用負担の在り方について

事務局から資料１の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○水島委員

今までの部活動は部費だけなので、同じ内容が継続するのであれば負担が増えるのかとを感じるが、習い事に近い形となるのであれば５，０００円は感覚的に妥当と考える。

○清水（俊）委員

保護者が費用負担したものは指導者の報酬などに使うのか。学校の部費は、ボールなどの道具、楽譜、トラックの費用など活動していくために必要なものに使用されている。負担したものを何に使うのかが大きいと考える。

○中村委員

理想的な形として「指導者は適正な対価を受け取ることで、持続可能な環境が整っている。」としているため、指導者に対する費用が一番の議論ではないか。

○清水（俊）委員

費用を3,000円とした場合、集まった人数の大部分の費用が来てくれる人に指導料として払うのか。

○中村委員

平日は部活動があるが、保護者は部費としていくら払っているのか。

○金子副会長

年間で3,000円程度となっている。

○清水（俊）委員

教員は特殊勤務手当以外を受けていないため、道具や大会参加費などに部費を使用している。

○金子副会長

本日は指導者の立場となる3名欠席のため、次回も費用負担の話になるかもしれない。

○清水（俊）委員

費用負担を伴うのであれば参加したくない保護者も出てくるのではないか。

○金子副会長

休日の部活動は何時間か。

●学校教育課

3時間であり部活動から地域に移行したとしても、それが望ましいとガイドラインで示されている。

○水島委員

必要経費を会費で負担する場合、クラブの人数によって費用負担が異なるのは不公平感を感じるのではないか。

○清水（俊）委員

指導者が何人来るかによっても費用負担は異なる。また現在の部活動では、追加で指導者を呼ぶ場合の報酬を部費から捻出している場合もある。

○金子副会長

楽器のメンテナンスや楽譜代にも部費は使用されているのか。

○清水（俊）委員

吹奏楽は費用が掛かる。なお、講師は依頼するところによってはボランティアとして指導してくれる場合もある。

○中村委員

地域移行によりお金がかかることは事実ととらえているが、全てを行政が賄うことは出来ないため、家庭が多少の負担をするということはあった方が良く考える。ただし、生活が苦しい人への救済や減免はできたほうが良い。

○清水（俊）委員

予算を集めることが出来れば、地域移行は解決するのではないかと考える。いかに国や地方自治体が出すかが課題だが、その議論なしに家庭から集めるのは難しい。

○金子委員

報酬は一律とするのか、もしくは指導者側のレベルによって変更するのか。

○中村委員

学校教育でも人数が多い所だと、ゆっくり見てもらっていないという保護者もいるため、報酬は一律にすべきと考える。また、会費は事務局のようなところが一度集めるべきと考える。

○清水（俊）委員

コーチに支払うのではなく、顧問の代わりとなる地域の代表者に毎月支払う形になると考える。

○金子副会長

指導者側もステージプロやレッスンプロなど経歴によっても異なるが、報酬は一律と考えるか。

○清水（俊）委員

元教員や大学で音楽をやっていた人など、技術よりも生徒をまとめることができる人に指導者になってもらう方が良い。お金の問題はあるが、レッスンプロなどの指導者には定期的に教わる機会があれば良いと考える。

○金子副会長

吹奏楽など、大会に出るとなるとそれなりの方に指導してもらわないと難しい。一方、楽しくやりましようとなった場合も教える技術が大きく異なる。そういう場合も一律となるか。

○清水（俊）委員

吹奏楽は集団のため、まとまって一つのものを作り上げている。結果が出た時に、結果の内容ではなく、振り返ってくれる人が指導者と考える。技術に走ると部活動ではないと思う半面、基本的に色々な生徒がいて、助け合いながら結果を受け止め、みんなでよく頑張ったねと振り返ることが部活動と考える。それらの考え方を継続していくのか、分けて行うかによって地域移行全体の考え方が変わる。

○金子副会長

教える側のレベルによって報酬を変えないと演奏家は集まらないと考える。楽しむためと大会は熱量も異なるため、報酬の差はあっても良いと考える。

○清水（俊）委員

部活動の考え方を变えるのか、今の考えを継続して行うのかを決めなければならない。本来、部活動は教育の一環のため、最後までやって振り返りを行うべきであるが、先生の考え方も変わってきており、今の大会等を見ると振り返りという考え方は崩れてきていると感じる。技術やニーズによって報酬を変えていくのもチャンスである。すべて一律だと、教えて欲しいことを教えてくれないなど、学校教育の考え方と合わなくなることが想定され、移行後のクラブの活動であっても学校に対して意見を言う等問題が生じるのではないかと考え

る。

●学校教育課

報酬は種目やレベル、運動と文化などで一律にするのか、もしくは異なるという考え方はあるか。

○清水（俊）委員

基本的に部活動と考えると文化もスポーツも一緒である。ただし、技術的なものを教えてもらうなどの定期的と呼ぶ特別コーチのような方にはランクで分けたほうが良いのではないかと考える。

○中村委員

差がない方が良く考えるが、あくまでも文化部の地域移行に関する概要として、国が示す資料では「生徒の文化・芸術を楽しむ機会の確保」「自主的・主体的な参加の活動を通じて、責任感・連帯感を成就して実施直すように寄与」「人現関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の成就」となっている。技術的にうまくなるとかはその先である。

○清水（俊）委員

勝っても負けてもどうだったのかを考え、次につなげることにより生涯スポーツとなることが、日本が独自に作った部活動という考え方である。部活動で学校や生徒達を立て直した歴史もある。コロナ禍の影響や考え方が変わって、部活動が崩れてきている。

○中村委員

保護者側も部活動は何のためにやっていたのかを考えた時に、大人になるための準備期間だったと感じる。一方、プロでやっている人からすればあの頃から専門的にやりたかったと考える人もいるため、価値観はみんなバラバラであると考えている。

○清水（俊）委員

継続して部活動としてやっていくのか。生涯スポーツの一環として楽しむとして考えると、技術性など考えなくても良いのではないか。

○中村委員

先行している地域は、社会性を身に付けさせようとしているのではないかと感じる。子どもを介し、公共施設を使うことにより地域コミュニティが学校外でもできるようになったと考える。

○清水（俊）委員

社会性をねらいととらえると、現在でも、指導者には技術があっても社会性を教えられる人ではないと断ることがある。

○中村委員

全国で地域移行を始めているところは報酬を一律としているところが多い。実際に報酬に差がついていることはあるのか。また、先生や外部から指導者が来るとなると無料はおかしいと感じているが、報酬が3,000円で良いのかとの議論は起きている。

●文化振興課

正確な金額はデータとして保持してないが、先進事例として民間の音楽事業者に市から委託をして講師を派遣して運営する方式がある。その際に事業者が支払う報酬は講師によって差がある場合も考えられる。また、掛川市の事例では音楽系の民間事業者と共催で講習会を実施し、費用の半分を企業貢献として負担し、講師を派遣するといった取組もあったりする。

○清水（俊）委員

部活動は、ボランティア精神に助けられている面がかなりあり、その考え方を継続するのか、仕事の一環としてやるのかになる。ボランティアの考えだと、土日に喜んでやる人が中々いないため厳しいと感じる。

○中村委員

他地区の例として、民間事業者が一律でクラブ活動として指導を行い、クラブ活動以外の曜日に教室等に勧誘するといった民間に対するメリットもある方法がある。入口はみんな一緒だが、卒業後や活動日以外の日で勧誘ができるなどの利点がないと民間は難しいと考える。

○清水（俊）委員

指導者がついてくれば、技術指導は今学んでいる人が指導しても良いと考

える。

○金子副会長

若い人がすべてダメというわけではないが、教える側の精神面でのレベルについて第3回審議会で意見が出ていたところである。

○清水（俊）委員

きちんとした指導者がいるのであれば、個人パートなどで若い人に指導してもらいなど広げてやっても良いと考える。

○中村委員

現在、吹奏楽部は1人の先生が見ているのか。

○清水（俊）委員

基本的には1人で見ている。音楽の先生、いない場合は民間のアマチュア団体で活動している人が教えに来たりしている。毎回ではないが、外部から楽器の技術指導に来ている人がおり、部費などから報酬を払っている。

○金子副会長

職業として教える側はやっているため、部活動との兼ね合いは難しい。

○清水（俊）委員

現在はプロが来て指導しているものはないと考える。

○中村委員

子どもは、住んでいる場所でどこの中学校に行くか決まっているが、たまたまの進学した学校に熱心な先生がいるかどうかにより差が生じる。

○清水（俊）委員

現在、スポーツでは教員が指導していた地域で異動後も指導するなどしている場合もあるが、地域での活動が盛んになることにより、土日に教員が来るとも考えられるのではないかと。

○中村委員

保護者の負担や指導者への報酬は、先生でも外部からの講師であっても同じ方が良いのではないかと。この審議会ではどこまで決めるのか。

●文化振興課

今回は具体的な報酬の金額という事よりも、報酬は一律にするかしないか、それはルールとして設けるのか、目安程度とするかといった取扱いにかかる考え方を審議していただきたい。

○金子副会長

現段階では、外部の指導者は一律でということで良いか。また、経済的に困窮している世帯への対応はどう考えるか。

○清水（俊）委員

集金は事務局などが行わないと経済的に困窮していることが周囲に分かってしまう。集金方法が難しくなると考える。

○金子副会長

市内では経済的に困窮している生徒は多いのか。

○清水（俊）委員

今は教育委員会が直接関与しているため学校では数を把握していない。経済支援に係る申請を外部に出すのは大きな課題となる。集金は、口座振替や支払後に返金する方法などを考えても良いのではないか。また、道具を買うことも大変である。

○中村委員

部活動の場合は補填があるのか。

●学校教育課

部活動は就学援助に含まれていないが、生活保護受給世帯は、生活保護費の教育扶助として出ている。

○中村委員

道具に係るところは、現在でも補助がない。

●学校教育課

新入学児童生徒用品費に含まれていると考える。

○中村委員

財源があれば全部補填できると考える。

○清水（俊）委員

課外活動助成金も10年で半額近くになっている。昔は部員が多ければかなりのお金があった。

○中村委員

低所得世帯への土日の部活動の費用について、今は払っていないが地域に移行した場合、発生してしまうものをどうしたらよいかを考えるという認識で良いか。

○金子副会長

そうである。

○清水（俊）委員

就学援助の生徒を市が負担するとしたら、市の財源が大変になるのではないかと考える。

●文化振興課

財政負担の懸念もあるが、審議会として理想と考える意見を改めて確認させていただきたい。具体策等は前回、今回の意見を集約して次回以降の審議会で検討していく。

○中村委員

審議会としては援助をして欲しい。学校での友達関係がうまくいかなくなることも考えられる。

○水島委員

世帯の状況が周囲に分かってしまう恐れがある。

○金子副会長

経済的に困窮している生徒には、何かしらの援助はしてあげたいという事で良いか。

○清水（俊）委員

月に3,000円だが、年間だと40,000円となり保護者としては負担がある。

○水島委員

部活動（地域クラブ活動）以外の場で活動する生徒との均衡についてだが、

地域移行後のクラブ活動への不公平感を感じるのではないか。学校を通すか否かで、個人負担が変わってくるのは疑問を感じる。部活動に入っていないなくても補助は公費で賄えるのが理想であるとする。

○中村委員

大阪市では、習い事に対して月額1万円の補助が出ている。他市がどうしているのかが気になる。

○金子副会長

あくまでも部活動からの移行の話であるため、部活動以外で何かを習っている人は、そのものを極めたくて個人で選択しており、検討しなくてもよいと考える。他の習い事にも公費を払うことになると大変になる。

○水島委員

部活動に種目が無いから外で習っている場合や、他校にはあるが通っている学校には無い場合、クラブチームに通うことになると、公費負担が無いのは不公平感がある。

○金子副会長

そのことも含めて審議をしていく。地域にはなくとも他の地域にある場合、交通の問題はあるが選択することもできるようになると考える。

○水島委員

選択できるのであれば公費負担が無くても良いと考える。

○清水（俊）委員

地域移行では、学校単位ではなくエリアを広げてやるべきと考える。

○中村委員

現在、吹奏楽は学校間で一緒にやることはあるか。

○清水（俊）委員

スタートとして合同練習会にする方法などを考えている。

○中村委員

負担が軽減するのであれば保護者の立場からすると助かる。

○清水（俊）委員

お金がかかるとなると、学校に部活動があったら、休日はやらないという選択肢が出てくる。実際に始まったら参加する生徒が想定より少ないということも考えられるのではないか。

○中村委員

実際に地域移行となった場合に、金額等も検討することになる。今までは、先生によってボランティアで行われていたことに気づくのではないか。今後、入学説明会でも伝える等検討していく必要がある。

(3) 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○中村委員

平日の部活動は保険があるが、土日はクラブが保険をかけなければならないとなると、保護者の負担は増えることになるか。

○清水（俊）委員

そうなると思われる。地域移行は学校管理下ではないため市が加入している保険の対象にはならない。

○清水（俊）委員

現在、内郷中学校などでは、拠点校で土日はバスケットボール部として活動し、平日はテニス部で活動している生徒もいる。バスケットボールが主でやりたいため土日をメインとしているが、テニス部としても試合に出たい場合は許可している。また、民間クラブに入っている子どもが平日に異なる部活動をしている場合もある。

大会参加等の優先順位は形を決めるのではなく、生徒の状況によって決めるのが良いのではないかと考える。

○水島委員

平日と休日が同種目であっても、出場できるタイミングがあれば問題ないと考える。

●学校教育課

出場の有無は主催者側の大会要項による。サッカーなどはクラブチームで出

場した場合は、部活動では出場できないとなっている。

○中村委員

制約を設けることによって指導者や生徒たちの中でどう思うのかという心情的な問題があると考ええる。

○清水（俊）委員

心情的な問題は発生するが、その際はねらいを説明していくしかないと考ええる。

○中村委員

ルール作りとして出られないとするには難しい。試合に出られないからと参加しなくなる生徒も出てくるのではないか。

○清水（俊）委員

参加しなくなる生徒などに対して、指導者が皆でやって行こうなど、どこまで言えるのかが重要である。

○金子副会長

クレームへの対応は今後どうなるのか。

○清水（俊）委員

学校がやることは大きい。地域移行したとしても地域のことは対応しないという訳にはいかない。最初に地域移行のねらいを明確にしないと、後に不公平感が出てくるのではないかと考える。

○水島委員

平日しか活動していない場合は、大会等は土日になるため出られなくなるのではないか。

○清水（俊）委員

どっちでも参加できるのは良くないと考える。学校だけの部活動しか参加していない場合は、土日の大会には参加できない。土日に活動している単位で大会等への出場となると考える。

○中村委員

大会の主催者が決めるところではないか。

○水島委員

平日しか活動していない場合は、土日に大会等に出場すると今と変わらないと考える。

○中村委員

平日に活動している生徒が試合に出たければいいのではないか。

○清水（俊）委員

土日の所属が無い場合は学校として参加しなければ出られないと考える。

○水島委員

引率する人がいなくなると考える。

○清水（俊）委員

平日も休日も同種目の場合は、休日で参加する。平日と休日で異種目の場合は、休日の種目で参加する。平日文化部で休日スポーツの場合は、スポーツで参加する。平日での活動では出場できないこととなるという整理ではないか。

○中村委員

平日に文化部を吹奏楽部で活動し、休日クラブチームでサッカーをしている場合、大会に出られるかを審議している。その場合、吹奏楽の大会に出ていいのか。

○清水（俊）委員

現状の学校の考え方であれば、出場することができるが、地域移行後は、休日の活動に登録していないと出場することができないと考える。

●学校教育課

生徒側から考えると何の種目で大会参加をするか選べるが、学校や地域側からすると大会は土日活動であり、その受け皿があるかないかということになる。平日に指導している先生が土日にはいない場合は、受け皿としてはクラブしかないため、平日の団体としては出場できなくなる。出るチームがあるかないかということとなる。

●文化振興課

現時点では「生徒は活動の形態にかかわらず、等しく試合や発表の場に参加

することができる。」を理想的な形としているため、平日と休日の活動で等しく
ならないことに対して、対応できる制度や仕組みがあるべきかどうか、という
観点で審議いただきたい。

○中村委員

保護者の立場として出来るのであればやってほしいと考える。

○水島委員

休日の大会参加時に今まで見たことがない指導者となった場合に、現実的に
出場出来るのかという疑義がある。

○清水（俊）委員

学校の部活動の整理をしないといけないと考える。当審議会で検討するもの
ではないが、学校として休日の部活動地域移行後の学校における平日の部活動
の在り方を検討していかなければならないと考える。

●学校教育課

平日は文化部で活動して休日は活動しない場合、発表の大会に出られるのか
出られないのかをこの場で決めるのかなどを審議してほしい。

○清水（俊）委員

地域移行の動向を見ながら学校長が決めるのではないかと考える。また、学
校として部活動に参加しているのに試合に出場できないのか、という保護者や
生徒からの意見などが想定される。

○中村委員

この場で出られませんと決めるのは難しいと考える。

○水島委員

原則平日の部活動のみ参加している生徒が休日の大会に参加するにあたっ
ては、休日練習に来ていないことや費用負担の問題が発生すると考える。

○清水（俊）委員

生徒同士や保護者同士でもめることになるのではないかと考える。

○中村委員

保険の面での問題も考えられる。

○清水（俊）委員

究極的には、学校から部活動を無くすことが本当の意味での解決となるのではないか。また、平日は小学校のようなクラブ活動に持って行く方が良いと考える。校長会でも平日の考え方は共有していく。

●文化振興課

生徒と指導者・クラブのマッチングの部分について、どのようにして生徒に結び付けていくかについても審議いただきたい。

○金子副会長

事務局を作るのが良いのではないか。

○清水（俊）委員

学校の新入生説明会での周知など、学校を介さないと難しいと考える。

○中村委員

入学者説明会の中や終わった後にも学校で各団体のブースを設け説明を聞いてもらうようにする方法などが考えられる。

○清水（俊）委員

部活動保護者説明会の代わりになるようなものを実施し、指導者に来てもらい説明を行う。

○中村委員

仮入部が平日にはあるが、体験しないと判断ができないのではないか。また、冊子を用意して、クラブ運営者を呼んでオンラインなどで説明を行うこともできるのではないか。

○清水（俊）委員

休日の活動のため、団体で見学会や説明会などを実施し体験してもらうことが考えられる。また、地域で活動している団体は学校との連携ができないため、新潟では学校に事務局を置いていると聞いている。今後、生徒のやり取りなど事務局をどうするかも課題となる。

○中村委員

小学校6年生で体験に参加できると、中一ギャップを回避出来るのではない

か。

○清水（俊）委員

団体が質問を受ける場所を設けて欲しい。

○中村委員

入学式の時に生徒の勧誘があったが今はどうなのか。

○清水（俊）委員

入学してからの部活動紹介は生徒向けに実施している学校は多いが、保護者説明は部活動を決めてから行っている。

○中村委員

費用負担が発生するため、事前にどういった活動かを把握する必要があると考える。

○金子副会長

保護者としてもその団体や活動にどういった特性があるか知りたいと考える。

○清水（俊）委員

多くの地域活動がある場合は説明をする人が多くなるため、概要説明しかできなくなる。見学会と説明会を別途設けて行うべきと考える。

○中村委員

説明する場所がないと民間は厳しいと考える。大概の生徒は友達がどこに入るかなどのやり取りを経て、部活動を決めているように思われる。

4 その他（文化・芸術グループ）

特に無し。

5 閉会（文化・芸術グループ）

金子副会長のあいさつの後、閉会した。

以 上

令和6年度第4回相模原市部活動地域移行審議会出欠席名簿
(令和6年7月26日開催)

区分	氏名	役職・所属等	備考	出欠席
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	会長	出席
公共的団体	高橋 恵美子	(公財) 相模原市スポーツ協会		出席
	清水 習平	(公財) 相模原市民文化財団		欠席
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		出席
	山田 勝昭	(特非) ベーススポーツ (総合型地域スポーツクラブ)		出席
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ (ホームタウンチーム)		出席
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	副会長	出席
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会		欠席
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟		欠席
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会		出席
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会		出席
	清水 俊次	相模原市立中学校長会		出席
市の住民	芳賀 裕一郎	公募		出席
	水島 将司	公募		出席

第3回審議会（前回）のふりかえり

資料1 スポーツ

受け皿について

総合型地域スポーツクラブ

地理的に分散している。受け皿になる意思がある一方で、人員等の確保が必要

民間スポーツクラブ

競技によっては受け入れ可能なクラブがあるのでは。民間クラブの実態把握が求められる

ホームタウンチーム

選手のセカンドキャリア確保が課題である中で、子どもに指導できることは一つの選択肢

スポーツ少年団

小学生年代が中心であり、指導者は保護者であることが多い。中学生年代の加入拡大は検討の余地あり

後ろ盾の必要性

個人事業主が指導するのではなく、法人格のある団体が指導者を雇用するのがよいのでは（経理等負担減のため）

学校現場の状況

部活を学校から完全に切り離すには、部活は学校が関与すべきという多くの保護者の意識を変える必要あり

指導者の質・量の確保について

指導者資格の取得コスト

金銭以外に時間も必要。全ての部活に資格を求めると、移行スピードを遅くさせるおそれあり

問題のある指導者への対応

指導現場でのNG行為を設定しておき、違反歴の見える化があるとよい

保護者が意見しやすい仕組み

子どもを試合に出場させない報復を恐れずに、保護者が指導者に意見できるような仕組みづくりが重要

平日の指導との連動性

平日の活動をみる顧問の先生と地域クラブがどのように情報共有していくか

ほかに、

「指導を希望する教員の兼職兼業の整理の上、後ろ盾となる法人と雇用関係を結ぶとよいのでは」

「地域全体をマネジメントするコミッションのような存在があるとよいのでは」

などの意見あり

審議事項③ 地域移行後の活動場所

(理想的な形)

——部活動の時と同様に活動する場所が継続的に確保できている。遠方での活動への参加を希望する生徒も安全に移動することができる。——

想定できる活動場所

区分	活動場所	備考
スポーツ	学校(校庭、体育館、プール)	現行の形態からの変化が少ない。生徒には最も身近な場所。学校体育施設開放事業等との整理が必要。
	各公共施設	市事業であれば優先利用も可能であるが、全市の地域クラブ活動を対象とすると優先枠が多くなりすぎる。有償。
	民間施設	有償であり、公共施設よりも料金が低い。場所が限られる。

公平性の整理ができない場合、遠方での活動を希望する生徒への公的支援は困難。
(クラブチーム等で活動する生徒の現状から変わらないという整理も)

審議事項③に関連する課題について

- ・ 継続的な活動場所の確保
- ・ 活動場所への移動手段の確保



これらの課題の解決を考慮して活動場所を検討する

- ・ 最も確保しやすい場所はどこなのか
- ・ 学校施設の使用をどのように整理するのか
- ・ 公共施設に優先利用の対応を求めるか
- ・ 移動に係る支援を行う必要があるか

などの論点を想定

1 学校施設の使用について

教育活動	地域団体等	学校開放
<ul style="list-style-type: none">・本来目的の使用であり最優先・部活動はこの枠で使用・部活動同士での競合あり	<ul style="list-style-type: none">・自治会等の地域団体については学校開放の利用調整以前に予約を入れることが多い・使用の是非は各学校長による判断	<ul style="list-style-type: none">・構成員のうち市内在住・在学・在勤の人が8割以上を占める10人以上の団体としてあらかじめ登録が必要・各学校の運営委員会で利用調整（旧4町はまちづくりセンター等で実施）

この区分での整理が妥当と考えられる

理由

- ・従来の部活動に代わるものであれば、学校開放に比べ優先度は高いと考えられる
- ・一方で学校教育活動とは一線を画す整理となる

※中学生以外の活動を同時に行うことを認めるのかなど細かな整理が必要

→中学生受入れのインセンティブにもなる一方、キャパシティの問題もある

※また、特に段階的な移行期において、「部活動は学校を使用できるが、地域クラブは使用できない」状態が生じないように配慮が必要。

2 公共施設について

- ・市事業を除き、広く一般の利用の用に供するためのものであり、現状部活動等を目的とする優先利用の規定がない場合が多い。
- ・体育館については、ギオンアリーナやほねごりアリーナなど単体で大規模なものはあるものの、施設数は多くない。
- ・テニスコートは利用率が高いため、空きが少ない。

○優先利用の一般的な規定（詳細については施設により異なる場合あり）

- ・市、教育委員会、スポーツ協会（所属団体含む）、中体連、指定管理者がスポーツ振興のために使用する場合
 - ・ネーミングライツの契約企業が契約に基づき使用する場合
 - ・ホームタウンチームが試合、練習に使用する場合
 - ・学校等が教育課程に基づく教育活動で使用する場合
- 等

※このほかに一般専用利用という区分があり6か月前から予約可能

○施設形態ごとの令和5年度の利用率（＝利用実績/利用可能枠）

野球場＝40.4%、テニスコート＝63.3%、グラウンド・スポーツ広場＝35.0%

※体育館は団体利用と個人利用が混在するためデータなし

○本市のスポーツ施設

(1) 体育館

区	名称	所在地	備考
緑区	牧郷体育館	牧野7029	
	沢井体育館	澤井936	
	ほねごりアリーナ	下九沢2368-1	
中央区	市体育館	富士見1-2-15	令和7年3月廃止予定
	サーティーフォー相模原球場	弥栄3-1-6	卓球、体操等
南区	相模原ギオンアリーナ	麻溝台2284-1	

(2) 野球場

区	名称	所在地	備考
緑区	城山湖野球場	川尻5841	
	相模湖林間公園野球場	若柳1432-2	
中央区	鹿沼公園野球場	鹿沼台2-15-1	
	横山公園野球場	横山5-11-50	
	サーティーフォー相模原球場	弥栄3-1-6	

(2) 野球場 (続き)

区	名称	所在地	備考
中央区	ウイツツひばり球場	弥栄3-1-6	
	相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝軟式野球場	小山2696	
南区	相模台公園野球場	桜台21	

(3) テニスコート

区	名称	所在地	備考
緑区	小倉 (やまびこ) テニスコート	小倉1	2面ハード、3面人工芝
	中沢グラウンド テニスコート	中沢239	
	津久井又野公園テニス場	又野829	4面ハード
	青野原グラウンドテニスコート	青野原2118	
	相模湖林間公園テニス場	若柳1432-2	4面人工芝
	名倉グラウンドテニスコート	名倉1000	3面ハード
中央区	鹿沼公園テニス場	鹿沼台2-15-1	
	横山公園テニス場	横山5-11-50	
	淵野辺公園テニス場	弥栄3-1-6	

(3) テニスコート (続き)

区	名称	所在地	備考
南区	相模台公園テニス場	桜台21	
	大野台南テニスコート	大野台3-45-152	

(4) グラウンド・スポーツ広場

区	名称	所在地	備考
緑区	原宿グラウンド	川尻1930-1	
	中沢グラウンド	中沢239	
	津久井又野公園：多目的グラウンド	又野829	照明あり
	青野原グラウンド	青野原2118	
	串川グラウンド	長竹850-1	
	国体記念鳥屋グラウンド	鳥屋2305-8	
	与瀬グラウンド	与瀬884	
	内郷グラウンド	寸沢嵐823	
	名倉グラウンド	名倉1000	照明あり
	日連グラウンド	日連1426-1	

(4) グラウンド (続き)

区	名称	所在地	備考
緑区	内出公園スポーツ広場	下九沢2833-1	
	三栗山スポーツ広場	小倉1907	
	相模原北公園スポーツ広場	下九沢2368-1	照明あり
中央区	小山公園スポーツ広場	小山4-1	照明あり
	緑が丘2丁目公園スポーツ広場	緑が丘2-31	
	横山公園人工芝グラウンド	横山5-11-50	照明あり
	相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド	中央区小山2696	
南区	新磯野スポーツ広場	新磯野2152外	
	下溝古山公園スポーツ広場	下溝2348-1	照明あり
	昭和橋スポーツ広場	当麻3539番地先	
	深堀中央公園スポーツ広場	上鶴間3-21	照明あり
	相模原ギオンスポーツスクエア	南区下溝4169	天然芝
	相模原麻溝公園スポーツ広場	麻溝台3254	

3 民間施設について

(参考2020年経済センサス結果 事業所数)

	全国	神奈川県	相模原市	(緑区)	(中央区)	(南区)
スポーツ施設提供業	19,344	1,081	88	25	35	28
スポーツ・健康教授業	11,401	926	65	13	28	24

日本標準産業分類について

○スポーツ施設提供業

陸上競技場；運動広場；バレーボール場；卓球場；クレー射撃場；スケートリンク；アイススケート場；ローラスケート場；サッカー場；プール；公営野球場；公営運動場管理事務所；乗馬クラブ；フィールドアスレチック場；体育館；ゴルフ場；ゴルフ練習場；ボウリング場；テニス場；テニス練習所；フィットネスクラブ

- ・統計上は「公営」を含む点に注意が必要。
- ・学校における水泳の授業では民間プールを使用している事例あり。
- ・SC相模原のスクールでは民間のフットサル場を利用している。

審議事項④ 費用負担の在り方

(理想的な形)

——生徒はそれぞれの家庭の経済状況に左右されずに自ら望む活動をすることができ、指導者は適正な対価を受け取ることで、持続可能な環境が整っている。——

- 従来の部活動では、教育外の活動を実質的に教員の負担で行っていたため、費用が予算や決算で見える形になっていない。
- 「地域クラブ活動」を市事業として整理するのであれば、ほぼ全額新たな予算で対応する必要。
- 地域クラブ活動は義務教育に係る活動よりも任意性が高く、市が全額対応する考え方とはならない。
- 子育て支援やスポーツ推進を旗印に掲げ、市が大々的に負担する考え方もあるが、直接関係のない市民からの理解を得る必要がある。
- 基本的には生徒の家庭からの負担を求め、それを原資として運営する方向が妥当であり、アンケートでも月謝等の負担については概ね理解が得られている結果。

では、適正な金額はいくらなのか？

- 部活動の地域移行にあたって、指導者の確保は最も大きな課題の一つ。
- ボランティア的な活動では限界があり、指導に対し適正な対価を支払うことは指導者の確保上も必要で持続可能な環境の構築にもつながるもの。

生徒の家庭と指導者の負担感で均衡する金額を見出す必要

低所得世帯への支援について対応が必要

受け皿の形態ごとに金額を分けて整理する必要

審議事項④に関連する課題について

- ・「生徒の家庭からの適正な負担」と「指導者への適正な報酬」の均衡
- ・家庭の経済状況によらない活動環境の確保



これらの課題の解決を考慮して活動場所を検討する

- ・家庭に負担を求める必要性について（公費負担の必要性について）
- ・家庭及び指導者それぞれの立場における適正な負担水準について
- ・経済的に困難な家庭への支援の必要性について
- ・部活動（地域クラブ活動）以外の場で活動する生徒との均衡について

などの論点を想定

1 民間の事例等参考となる情報について

○ホームタウンチーム

クラブ名	入会条件等
ノジマ相模原ライズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入部費 3,300円 ・ 年会費 2,200円/年 ・ 備品費 1,500円 ・ 月謝 <ul style="list-style-type: none"> ジュニアフットボール（小4～中学生） 7,700円 フラッグフットボール・キッズ（小1～小6） 7,700円 フラッグフットボール・ミニッツ（未就学児） 3,850円
三菱重工相模原ダイナボアーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金 10,000円 ・ 月謝 小学生7,500円、中学生8,000円
S C相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金4,400円 ・ 月会費1,100円～10,450円（年齢、回数による）
ノジマステラ神奈川相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金3,000円 ・ 年会費2,000円 ・ 月会費1,100円～10,100円（年齢、回数による）

2 本市の部活動等における費用負担の現状について

費用負担について 定額を公費で助成し、不足分を部費として各家庭が負担

(1) 課外活動助成金

…学校の部活動等の課外活動に対しする助成金(市から学校へ)
学校では、各部に配当し、部活動に必要な備品や消耗品を購入

令和5年度:12,200,000円(一人当たり962円)

(2) 部費等

○運動部

- ・部費:0~3,000円程度/年
- ・スポーツ団体登録費
- ・審判資格の費用、大会参加費
- ・スポーツに必要な道具等

○文化部

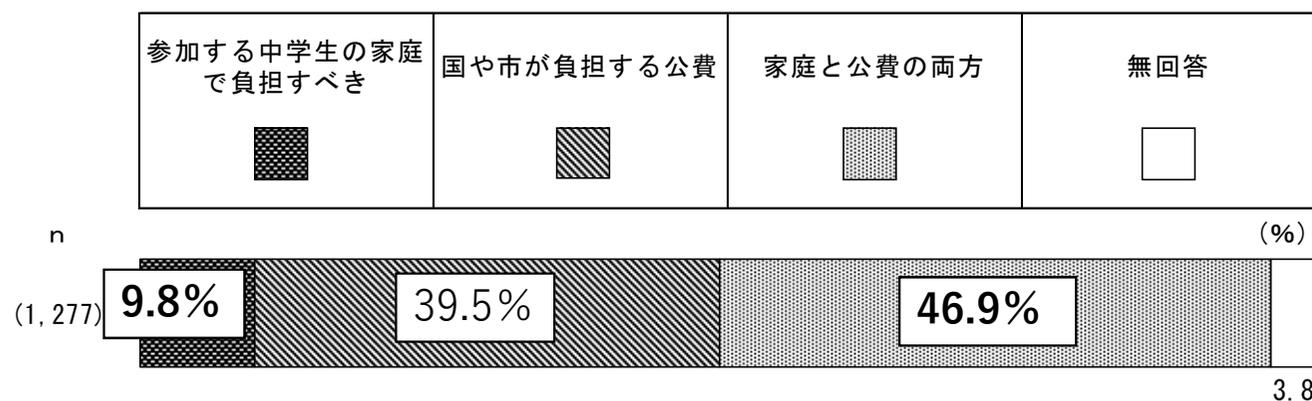
- ・部費:0~3,000円程度/年
- ・道具(楽器、絵の具等)の費用
- ・大会参加費、入場料
- ※吹奏楽では楽器修理費等もあり

費用負担に関するアンケート調査結果

- 活動費は、公費に加えて各家庭も負担するという考え方が半数以上いる。
- 各家庭の負担額については、月額3,000円以下とする意見が約9割占めている。

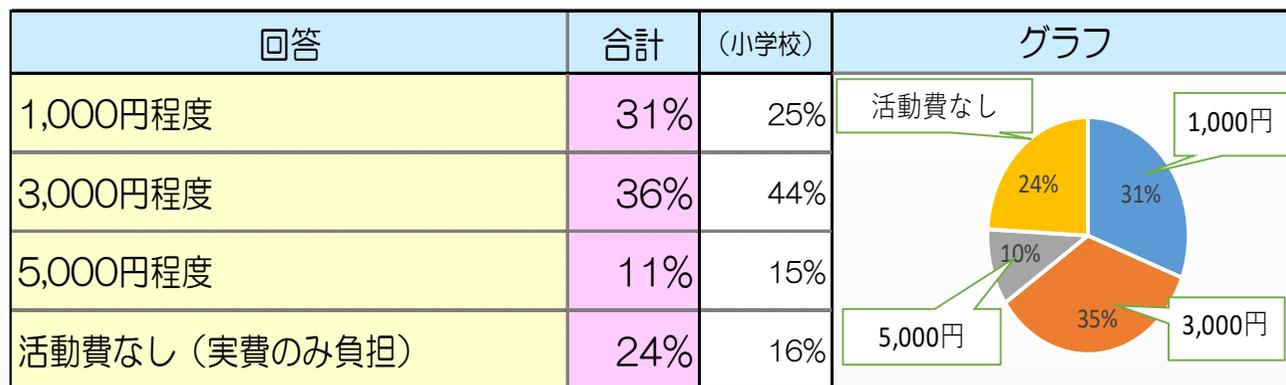
令和5年度市政に関する世論調査(学校教育について) 回答者1,277人

あなたは、中学校の部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用（道具等の実費を除く）についてどのように考えますか。



中学校1・2年生(義務教育学校7・8年生)対象
『部活動及び地域クラブ活動に関するアンケート』結果 (令和5年2月実施 回答者5,145人)

「地域クラブ活動」で活動する場合、1カ月当たりの活動費（スポーツ・文化芸術活動に必要な道具等に係る費用は除く）はどの程度が適切であると考えますか。



休日に、お子さまが「地域クラブ活動」で活動することについて、心配されることは何だと思えますか。
[複数回答可]

回答	回答率
お子さまが活動場所まで移動すること	46%
活動場所や時間帯によっては、保護者の送迎の必要があること	67%
活動費用の負担	41%
活動運営への協力	48%
出場できる大会やコンクールの学校部活動との違い	19%
他の中学校の生徒との人間関係	15%
その他	3%

本市の部活動における指導員等への報酬について【現状】

<p>(1)休日等部活動指導員</p>	<p>1時間あたり1,600円の謝礼 (各学校に年間指導時間数を配当) ※国の示す部活動指導員の報酬と同額</p>
<p>(2)部活動技術指導者</p>	<p>1回2時間以上で3,000円の謝礼 (各学校に年間指導回数を配当)</p>
<p>(3)部活動に係る 教員の特殊勤務手当</p>	<p>平 日:1時間以上 300円 休 日:3時間以上 3,000円 大会引率:(7時間45分程度) 4,800円</p>

教職員部活動アンケート結果(令和6年2月)

質問:部活動を地域に移行した場合、指導者に対する適切だと考えられる1時間あたりの報酬または謝礼は、どのくらいですか。

	回答		結果	グラフ
①	0円	(報酬や謝金は必要ない)	1.5%	<p>0円1.5% 300円1.2% 1,000円9.7% 1,600円59.7% 3,000円以上28.0%</p>
②	300円/時間	(平日の特殊勤務手当相当)	1.2%	
③	1,000円/時間	(休日の特殊勤務手当相当)	9.7%	
④	1,600円/時間	(国の部活動指導員の時給相当)	59.7%	
⑤	3,000円以上/時間	(インストラクター1レッスン相当)	28.0%	

○令和5年9月実施アンケートの結果（種目協会登録団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ対象）
1か月1人あたりの団費※（種目別件数） ※スポーツ活動に必要な道具等に係る費用は除く

種目	0円	1円～ 1,000円	1,001円～ 2,000円	2,001円～ 3,000円	3,001円～ 4,000円	4,001円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円 ～
バレーボール	21	8	1	4	1	1	1	0
野球	3	3	9	4	0	2	0	0
サッカー	1	0	2	3	0	0	0	4
柔道	1	2	1	1	1	0	1	0
剣道	1	3	2	0	0	0	0	0
体操	0	0	0	0	0	2	1	0
空手道	0	0	2	2	0	0	0	0
ドッジボール	0	2	1	0	0	0	0	0
少林寺拳法	0	0	4	0	0	0	0	0
バドミントン	1	0	1	0	1	0	0	0
合計	28	18	23	14	3	5	3	4

受入れ可否について、「現時点では判断できない」と回答した件数も含む。

2 経済的に困窮している世帯への対応

(参考) 小・中学校就学費の援助 (就学奨励金)

対象費目	1 学用品・通学用品費 2 新入学児童生徒学用品費 3 給食費 4 校外活動費 5 卒業アルバム等 6 修学旅行費 7 通学費(片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の方。) 8 医療費(学校保健安全法に定められた疾病に限ります。) 9 めがね購入費等
対象者	・ 基準以内の所得である人 (目安) 2人世帯：255万円 3人世帯：297万円 4人世帯：342万円 5人世帯：373万円 6人世帯：426万円 ・ その他、児童扶養手当受給者等

※根拠法令

○学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

審議事項⑤ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題

(理想的な形)

——生徒は活動の形態にかかわらず、等しく試合や発表の場に参加することができる。また、自らが希望する活動に合った場を容易に探すことができ、より高いレベルを望む時又は逆の場合にも場を変えられる体制が整備されている。指導を受けるに際しては平日の活動内容が明確に示され、休日の活動に有効に繋がっている。——

○試合の出場資格や発表会等への参加資格の拡大を依頼・調整するにあたり

- ・ 持続可能な大会等の運営体制をどう確保するか
- ・ 出場・参加可能な適正な範囲をどうするか

○審議事項①で検討した受け皿について

- ・ それぞれ受け入れ対象エリアをどうするかを整理し
- ・ どのように生徒に見せるか

○休日の地域クラブでの活動と平日の活動の連続性担保にあたり

- ・ 平日に全く異なる活動を希望する生徒についてどのように対応するか
- ・ 地域クラブ指導者と部活動顧問がどのように連携するか

審議事項⑤に関連する課題について

- ・ 試合や発表の場への参加資格の担保
- ・ 平日の活動との連動
- ・ 生徒と指導者・クラブのマッチング
- ・ ステップアップの制度的担保



これらの課題の解決を考慮して活動場所を検討する

- ・ 試合への出場資格をどのように担保するのか
- ・ 休日のクラブ活動と平日の部活動を同じ競技とする必要があるか
- ・ 休日の活動メニューをどのように生徒に見せることが効果的か
- ・ 生徒の志向に合わせたステップアップ（又は逆）の担保が必要か

などの論点を想定

1 部活動で出場する大会について

- 中体連主催の大会
- 市民選手権大会
- 専門部独自の大会
- 協会主催の大会 等

	パターン1	パターン2
春（4～6月）	市民選手権大会	春季大会
夏（7～8月）	総合体育大会	総合体育大会
秋（9～12月）	秋季大会	市民選手権大会
冬（1～3月）	（強化リーグ等）	（強化リーグ等）

※その他にも協会の大会、審判講習会等がある。

2 平日の活動と休日の活動の連動について

○想定されるパターン

	平日	休日	連携の必要性
①	運動部（同種目）	スポーツ（同種目）	要検討
②	運動部（異種目）	スポーツ（異種目）	特になし
③	文化部	スポーツ	特になし

- ・ 休日の活動（種目）により平日の部活動の加入に何かしらの制約が必要か
（必要）団体競技の場合、休日の活動をより効果的に実施するために平日の活動との連動が必要
（不要）生徒が多様な経験をする機会を設けるためにも制約は不要
※そもそも、そのような制約を設けることができるのか
- ・ ②及び③の場合、休日、平日いずれの活動にも係る試合への出場は可能なのか

3 けがや事故等の保険について

項目	部活動	地域クラブ
主体	日本スポーツ振興センター	(公財) スポーツ安全協会
加入者	相模原市	各クラブ
保険料	子ども:935円/人	子ども:800円/人 指導者:1,850円/人
対象	児童生徒の <u>学校管理下(部活動含む)</u> における負傷等	スポーツ、文化、ボランティア、地域活動 (活動への往復含む) ※加入した団体の活動に限る
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険(健康保険、国民健康保険等)で保険診療500点(5,000円)以上の場合、対象となる。 ・給付額は、保険診療の医療費総額の3割の額に、保険診療医療費総額の1割を加算した額が支給される。 ・傷害見舞金については、等級により支給(最高4,000万円) ・死亡見舞金3,000万円 	入院日額:4,000円(1~180日目) 通院日額:1,500円(1~30日目) 死亡:3,000万円 後遺障害(最高):4,500万円 対人・対物賠償:5億円/1事故 ※対人は1億円/1人

第3回審議会（前回）のふりかえり

資料1 文化・芸術

受け皿について

部活の意義・選び方

レベルアップしたい生徒、土日は自分の時間・活動にあてたい生徒に分かれている

土日に集まれる場所・機会

ホールや学校など、施設に通って専門的な指導が受けられる機会があるとよい

目的やレベルで多様な選択肢をもつ

土日に活動している場所に行く/行かない、目的・レベルに合わせて学区という枠を超えて地域クラブを選択できる

生徒が少ない学校

合同部活のように近隣で集まってチームを組むことで、選択肢や発表機会を確保できる

生徒が多い学校

単独で活動が成立している学校は地域移行のイメージをもちづらい

楽しむことを目的とした活動

(仮称)カルチャーセンターのような場所・機能があるとよい。平日はサッカー、休日は音楽・美術を楽しむなど

指導者の質・量の確保について

ハードルが高いと集まりにくい

指導者の資格を厳しくすると引き受ける人が少なくなる課題

平日の指導との連動性

平日の指導者も土日で学ぶ技術面の内容を理解していることが重要である

事務局機能の必要性

顧問と指導者の連携を図るため、調整を担う事務局があったほうがよい

道徳的な研修が重要

教員に見てもらっていた安心感を担保したい。初任者講習の受講などができるとよい

指導者（資質）の見極め

現在、学校長が担っている指導員の採用面接のように、ふさわしい人物か確認できる仕組みが必要

指導者の体制

複数の指導者が入ったほうがよい。1人よりも持続可能性が高くなり、活動機会を担保できる

審議事項③ 地域移行後の活動場所

第2回審議会資料から抜粋

(理想的な形)

——部活動の時と同様に活動する場所が継続的に確保できている。遠方での活動への参加を希望する生徒も安全に移動することができる。——

想定できる活動場所

区分	活動場所	備考
文化・芸術	学校(各種教室)	現行の形態からの変化が少ない。ごく一部を除き大半の学校で一般利用の体系がない。
	公民館、ホール等公共施設	優先利用も可能であるが、優先枠が多くなりすぎることが懸念される。
	民間施設	有償であり、公共施設よりも料金が高い。場所が限られる。

公平性の整理ができない場合、遠方での活動を希望する生徒への公的支援は困難。
(クラブチーム等で活動する生徒の現状から変わらないという整理も)

審議事項③に関連する課題について

- ・ 継続的な活動場所の確保
- ・ 活動場所への移動手段の確保



これらの課題の解決を考慮して活動場所を検討する

- ・ 活動に必要な会場条件（距離以外）はあるか
それは代替が可能/困難か、またその要因はなにか
- ・ 学校施設の使用をどのように整理するのか
- ・ 学校以外の施設を利用する場合、考えられるメリットはあるか
- ・ 他の団体（民間クラブを含む）との予約優先順位をどう考慮すべきか
- ・ 移動に係る支援を行う必要があるか

地域移行に関して「活動場所への移動」を保護者が最も不安な事項として回答

などの論点を想定

1 学校施設の使用について

(1) 学校施設の利用分類について

教育活動	地域団体等	学校開放
<ul style="list-style-type: none"> ・本来目的の使用であり最優先 ・部活動はこの枠で使用 ・部活動同士での競合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の地域団体については学校開放の利用調整以前に予約を入れることが多い ・使用の是非は各学校長による判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員のうち市内在住・在学・在勤の人が8割以上を占める10人以上の団体としてあらかじめ登録が必要 ・各学校の運営委員会で利用調整（旧4町はまちづくりセンター等で実施）

(2) 学校施設の使用における課題について

①セキュリティの確保・対策が必要

- ・音楽室は概ね3階に設置されており、動線内の空き教室等への立ち寄りを防ぐ手立てが必要。
- ・校舎内に入るためには全体のセキュリティを解除する必要がある。
(現状は体育館のみセキュリティが分離されている)

②校舎内の教室利用について運用ルール（利用分類等）が整備されていない

- ・中学生以外の活動を同時に行うことを認めるのかなど細かな整理も必要
→中学生受入れのインセンティブにもなる一方、キャパシティの問題もある

2 公共施設等の使用について

(1) 公共施設の利用状況等について

文化施設	公民館	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・利用率が高く、特に休日は民間事業者・団体による公演等により定期的な利用が困難 ・市事業を除き、広く一般の利用の用に供するためのものであり、現状部活動等を目的とする優先利用の規定がない場合が多い ・学校、公民館に比べて利用料金が安価ではない ホール：15,000～30万円/約3時間 多目的：1万円～2万円/約3時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の利用率は文化施設よりも低い。また、公民館により利用率に大きく差がある。 ・学校区域の近くにある 中学校等36校に対し、公民館は32ヶ所 ・利用料金が文化施設よりも安価（1,000円前後/約2時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設目的が事業趣旨と異なるため一般予約枠となる可能性が高い。 あじさい会館（福祉活動の拠点） 産業会館（産業の情報と活動の拠点） など ・学校、公民館に比べて利用料金が安価ではない

(2) ホール等の利用状況について

施設別利用率（利用可能日数/利用日数）：全館平均 83.4%

杜のホールはしもと		利用率	89.7%
部屋	利用率		
ホール	79.2%		
多目的室	87.4%		
練習室 1	92.7%		
練習室 2	95.2%		
練習室 3	94.0%		

城山文化ホール		利用率	83.5%
部屋	利用率		
多目的ホール	71.8%		
リハーサル室	95.3%		

市民会館		利用率	80.6%
部屋	利用率		
ホール	77.6%		
第1大会議室	87.5%		
第1中会議室	78.8%		
第2中会議室	87.0%		
第2中会議室	84.1%		
第2小会議室	92.4%		
第3小会議室	90.9%		
講習室	87.0%		
第3中会議室	82.4%		
第4小会議室	91.5%		
第5小会議室	88.7%		
第6小会議室	93.8%		
あじさいの間	50.7%		
けやきの間	65.4%		
ひばりの間	51.6%		

文化会館		利用率	82.7%
部屋	利用率		
大ホール	91.0%		
多目的ホール	81.5%		
リハーサル室	90.9%		
第1練習室	82.9%		
第2練習室	67.2%		

小田急相模原文化交流プラザ		利用率	88.1%
部屋	利用率		
多目的ルームA	90.3%		
〃 B	77.7%		
〃 C	96.3%		

※土日のみの利用率はデータなし
 (集計期間：令和5年4月～令和6年3月)

(3) 公民館の利用状況について

土日利用率：全館平均 37.1%

(旧市域 44.2%、旧津久井地域 16.9%)

区域	館名	土日利用率
緑区	大沢	36.2
	橋本	52.0
	相原	46.6
緑区(津)	城山	26.6
	津久井中央	51.2
	青根	1.0
	相模湖	20.3
	千木良	5.7
	藤野中央	16.1
	沢井	4.7
	佐野川	9.9

区域	館名	土日利用率
中央区	上溝	42.3
	小山	60.5
	田名	39.1
	大野北	66.7
	星が丘	47.4
	清新	49.6
	中央	48.3
	横山	30.2
	光が丘	46.8
	陽光台	33.9

区域	館名	土日利用率
南区	大野南	54.7
	新磯	25.0
	麻溝	36.9
	大野中	51.1
	相模台	44.7
	相武台	47.8
	東林	47.6
	大沼	33.2
	上鶴間	36.6
大野台	38.3	

(単位：%)

(集計期間：令和4年4月～令和5年3月)

審議事項④ 費用負担の在り方

第2回審議会資料から抜粋

(理想的な形)

——生徒はそれぞれの家庭の経済状況に左右されずに自ら望む活動をすることができ、指導者は適正な対価を受け取ることで、持続可能な環境が整っている。——

- 従来の部活動では、教育外の活動を実質的に教員の負担で行っていたため、費用が予算や決算で見える形になっていない。
- 「地域クラブ活動」を市事業として整理するのであれば、ほぼ全額新たな予算で対応する必要。
- 地域クラブ活動は義務教育に係る活動よりも任意性が高く、市が全額対応する考え方とはならない。
- 子育て支援やスポーツ推進を旗印に掲げ、市が大々的に負担する考え方もあるが、直接関係のない市民からの理解を得る必要がある。
- 基本的には生徒の家庭からの負担を求め、それを原資として運営する方向が妥当であり、アンケートでも月謝等の負担については概ね理解が得られている結果。

では、適正な金額はいくらなのか？

- 部活動の地域移行にあたって、指導者の確保は最も大きな課題の一つ。
- ボランティア的な活動では限界があり、指導に対し適正な対価を支払うことは指導者の確保上も必要で持続可能な環境の構築にもつながるもの。

生徒の家庭と指導者の負担感で均衡する金額を見出す必要

低所得世帯への支援について対応が必要

受け皿の形態ごとに金額を分けて整理する必要

審議事項④に関連する課題について

- ・「生徒の家庭からの適正な負担」と「指導者への適正な報酬」の均衡
- ・家庭の経済状況によらない活動環境の確保



これらの課題の解決を考慮して費用負担を検討する

- ・家庭に負担を求める必要性について（公費負担の必要性について）
- ・家庭及び指導者それぞれの立場における適正な負担水準について
※受け皿・指導レベルで家庭の負担に差が生じる可能性
- ・経済的に困難な家庭への支援の必要性について
- ・部活動（地域クラブ活動）以外の場で活動する生徒との均衡について

などの論点を想定

本市の部活動における費用負担の現状について

費用負担について 定額を公費で助成し、不足分を部費として各家庭が負担

(1) 課外活動助成金

…学校の部活動等の課外活動に対しする助成金(市から学校へ)
学校では、各部に配当し、部活動に必要な備品や消耗品を購入

令和5年度:12,200,000円(一人当たり962円)

(2) 部費等

○運動部

- ・部費:0~3,000円程度/年
- ・スポーツ団体登録費
- ・審判資格の費用、大会参加費
- ・スポーツに必要な道具等

○文化部

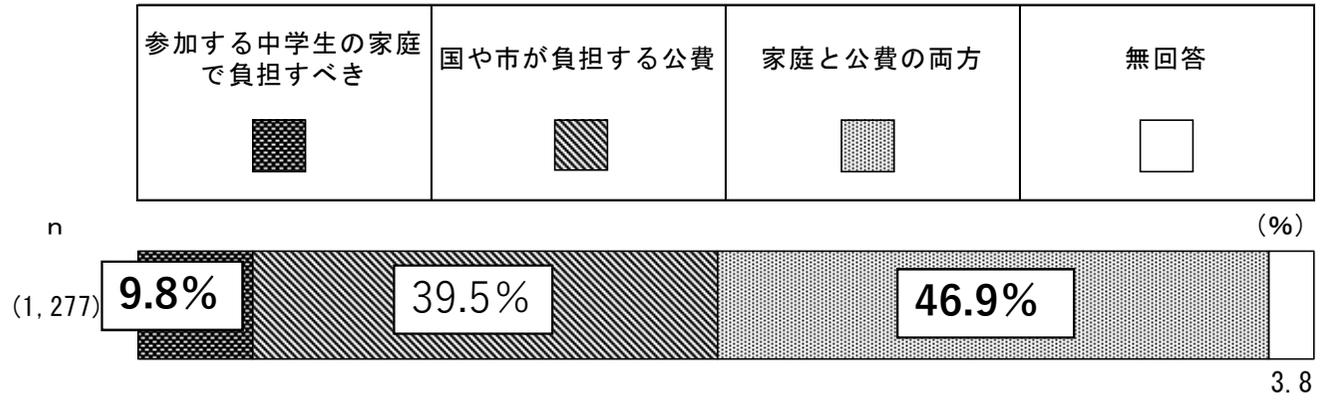
- ・部費:0~3,000円程度/年
- ・道具(楽器、絵の具等)の費用
- ・大会参加費、入場料
- ※吹奏楽では楽器修理費等もあり

費用負担に関するアンケート調査結果

- 活動費は、公費に加えて各家庭も負担するという考え方が半数以上いる。
- 各家庭の負担額については、月額3,000円以下とする意見が約9割占めている。

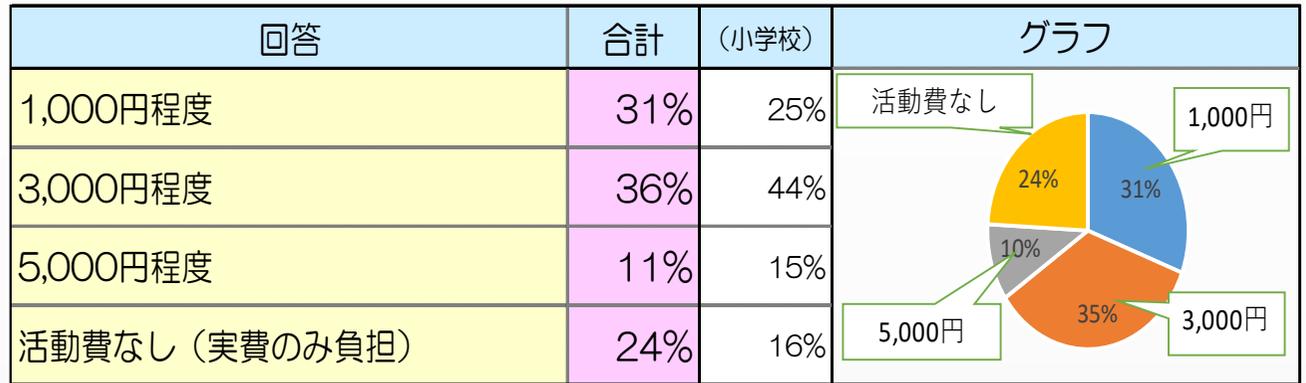
令和5年度市政に関する世論調査(学校教育について) 回答者1,277人

あなたは、中学校の部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用（道具等の実費を除く）についてどのように考えますか。



中学校1・2年生(義務教育学校7・8年生)対象
『部活動及び地域クラブ活動に関するアンケート』結果 (令和5年2月実施 回答者5,145人)

「地域クラブ活動」で活動する場合、1カ月当たりの活動費（スポーツ・文化芸術活動に必要な道具等に係る費用は除く）はどの程度が適切であると考えますか。



休日に、お子さまが「地域クラブ活動」で活動することについて、心配されることは何だと思えますか。
[複数回答可]

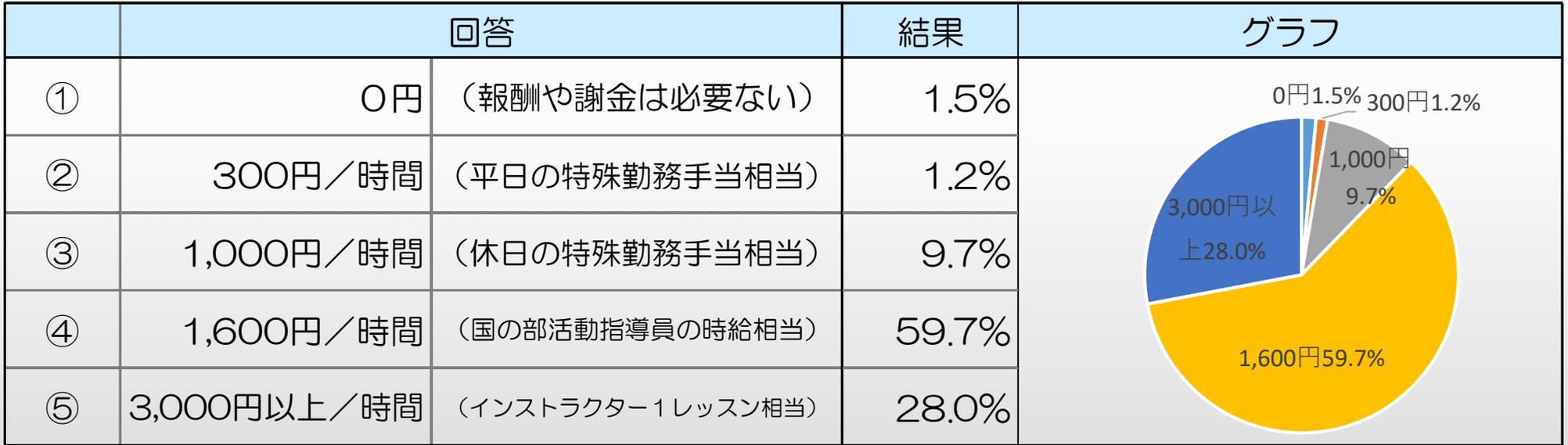
回答	回答率
お子さまが活動場所まで移動すること	46%
活動場所や時間帯によっては、保護者の送迎の必要があること	67%
活動費用の負担	41%
活動運営への協力	48%
出場できる大会やコンクールの学校部活動との違い	19%
他の中学校の生徒との人間関係	15%
その他	3%

本市の部活動における指導員等への報酬について【現状】

<p>(1)休日等部活動指導員</p>	<p>1時間あたり1,600円の謝礼 (各学校に年間指導時間数を配当) ※国の示す部活動指導員の報酬と同額</p>
<p>(2)部活動技術指導者</p>	<p>1回2時間以上で3,000円の謝礼 (各学校に年間指導回数を配当)</p>
<p>(3)部活動に係る 教員の特殊勤務手当</p>	<p>平 日:1時間以上 300円 休 日:3時間以上 3,000円 大会引率:(7時間45分程度) 4,800円</p>

教職員部活動アンケート結果(令和6年2月)

質問:部活動を地域に移行した場合、指導者に対する適切だと考えられる1時間あたりの報酬または謝礼は、どのくらいですか。



経済的に困窮している世帯への対応

(参考) 小・中学校就学費の援助 (就学奨励金)

対象費目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学用品・通学用品費 2 新入学児童生徒学用品費 3 給食費 4 校外活動費 5 卒業アルバム等 6 修学旅行費 7 通学費(片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の方。) 8 医療費(学校保健安全法に定められた疾病に限ります。) 9 めがね購入費等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準以内の所得である人 (目安) 2人世帯：255万円 3人世帯：297万円 4人世帯：342万円 5人世帯：373万円 6人世帯：426万円 ・ その他、児童扶養手当受給者等

※根拠法令

○学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

審議事項⑤ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題

第2回審議会資料から抜粋

(理想的な形)

——生徒は活動の形態にかかわらず、等しく試合や発表の場に参加することができる。また、自らが希望する活動に合った場を容易に探すことができ、より高いレベルを望む時又は逆の場合にも場を変えられる体制が整備されている。指導を受けるに際しては平日の活動内容が明確に示され、休日の活動に有効に繋がっている。——

○試合の出場資格や発表会等への参加資格の拡大を依頼・調整するにあたり

- ・持続可能な大会等の運営体制をどう確保するか
- ・出場・参加可能な適正な範囲をどうするか

○審議事項①で検討した受け皿について

- ・それぞれ受け入れ対象エリアをどうするかを整理し
- ・どのように生徒に見せるか

○休日の地域クラブでの活動と平日の活動の連続性担保にあたり

- ・平日に全く異なる活動を希望する生徒についてどのように対応するか
- ・地域クラブ指導者と部活動顧問がどのように連携するか

審議事項⑤に関連する課題について

- ・ 試合や発表の場への参加資格の担保
- ・ 生徒と指導者・クラブのマッチング
- ・ ステップアップの制度的担保



これらの課題の解決を考慮して活動場所を検討する

- ・ 大会等への出場は“平日の活動”と“休日の活動”のどちらを主体とするか
また、どのように選択するか
- ・ 生徒が希望する地域クラブを選択・活動できる仕組み
などの論点を想定

1 中学生が参加できる大会、発表の場

- “学校単位での出場”という条件が緩和されているコンクールが増えているが、各団体(吹奏楽連盟など)の判断によることから、足並みが揃わない可能性がある。
- 美術部や科学・PC部は、所属にとらわれず“中学生”という出場条件で開催されるコンテストが多数あることが特徴。

(1) 大会・コンクール

○ 団体連盟等が主催する大会等(年2大会程度)

吹奏楽部	吹奏楽連盟主催 (市>>>全国大会)
演劇部	県中学校文化連盟演劇専門部会
合唱部	県合唱連盟

○ 民間事業者や協会が主催するコンクール

文具メーカー主催の絵画コンクール
プログラミング、WEBデザインコンテスト
など

(2) 発表の場

○ 学校の文化祭・催事

○ さがみ風っ子文化祭

○ 地域のイベント

2 平日の活動と休日の活動の連動について

○想定されるパターン

	平日	休日	連携の必要性
①	文化部（同種目）	文化クラブ（同種目）	要検討
②	文化部（異種目）	文化クラブ（異種目）	特になし
③	文化部	スポーツ	特になし

- ・ 休日の活動（種目）により平日の部活動の加入に何かしらの制約が必要か
 （必要）団体競技の場合、休日の活動をより効果的に実施するために平日の活動との連動が必要
 （不要）生徒が多様な経験をする機会を設けるためにも制約は不要
 ※そもそも、そのような制約を設けることができるのか
- ・ ①の場合はどちらか一方の所属で大会等に出場すべきか
 ②及び③の場合、休日、平日いずれの活動にも各大会への出場は可能なのか

3 けがや事故等の保険について【現状】

【日本スポーツ振興センターの保険の対象】

加入者：相模原市(一人当たり935円)

対 象：児童生徒の学校管理下(部活動含む)における負傷等

補償内容

- ・医療保険(健康保険、国民健康保険等)で保険診療500点(5,000円)以上の場合、対象となる。
- ・給付額は、保険診療の医療費総額の3割の額に、保険診療医療費総額の1割を加算した額が支給される。
- ・傷害見舞金については、等級により支給(最高4,000万円)
- ・死亡見舞金3,000万円